

労審発第 1158 号

令和 2 年 3 月 31 日

厚生労働大臣

加藤 勝信 殿

労働政策審議会

会長 鎌田 耕



令和 2 年 3 月 31 日付け厚生労働省発職 0331 第 27 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年3月31日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 阿部 正浩

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について

令和2年3月31日付け厚生労働省発職0331第27号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

令和2年3月31日

労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会職業安定分科会
雇用保険部会
部会長 阿部 正浩

「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について

令和2年3月31日付け厚生労働省発職 0331 第27号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。



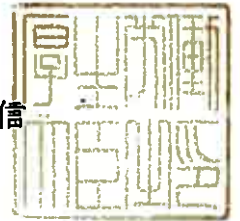
厚生労働省発職 0331 第 27 号

令和 2 年 3 月 31 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。